

令和6年5月1日

自治区長様

三原市長
(大和支所地域振興課)

市道等の草刈りについて（お知らせ）

平素から市行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、また、地域の市道等の草刈りにご尽力を頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、自治区など地域団体で取り組まれる市道等の草刈作業を支援するため、作業委託料及び替刃、燃料の支給を行います。今年度から替刃の支給回数が増えます。

1 市道等の草刈り助成について

(1) 作業前に提出する書類（予定日の7日前迄に毎回提出してください）

三原市道等清掃活動計画書（別紙1）

【添付書類】

ア 草刈等予定箇所がわかる図面

イ 傷害・賠償責任保険(ボランティア保険)の加入状況が確認できるもの（写し）

(2) 作業後に提出する書類（3回目以降添付書類は不要です）

業務完了届（別紙2）

【添付書類】

ア 写真（別紙3により作業前・作業中・作業後の3枚）

イ 作業従事者名簿（任意の様式もでよい）

ウ 請求書（別紙4）

エ 振込口座の通帳の表紙と一枚捲ったページの写し

（口座番号、口座名義人とフリガナ、金融機関名と支店名の確認に必要です）

2 草刈機替刃の支給について（支給回数が増えました）

(1) 作業前に提出する書類（奇数回に提出してください）

- 三原市道路河川ボランティア清掃に係る草刈機替刃支給申請書兼受領書
（別紙 様式第1号を作業予定日の7日前までに提出）

裏面につづく 

(2) 作業後に提出する書類（奇数回に提出してください）

- 完了報告書（別紙 様式第2号を作業後速やかに提出）

(3) その他

ア 替刃は草刈り作業の奇数回時に支給します。ただし、替刃の支給回数は月1回を限度とする。支給枚数はこれまでどおり草刈作業に使用した草刈機の写真で判定できる台数分です（一人1台につき1枚）

イ 替刃は一般草刈用チップソーで、φ230mmとφ255mmの2種類から選択していただきます。

ウ 替刃は完了報告書提出時、窓口でお渡しします。

3 草刈機の燃料購入助成について

市が管理する道路・河川を地域の活動団体に清掃される時に使用される草刈機の燃料（混合油）の購入助成を希望される場合、1団体1回につき10ℓを限度に、購入券をお渡しします。三原市道等清掃活動計画書（別紙1）の提出時にお渡しします。回数に制限はありません。

4 その他

(1) ボランティア保険（傷害・賠償保険）加入について

⇒ 大和地域では、草刈業務完了届により、年2回を限度とし地域団体へ委託料を支払います。草刈作業前に地域団体に、予めボランティア保険へ加入してください。（大和地域では、市が保険への加入はしません）

(2) 乗用草刈機について

⇒ 大和支所へお問い合わせください。

(3) 提出書類の記入について

⇒ 別添の記入例を参考に記入し、不明な箇所は未記入で提出して下さい。

様式は三原市ホームページ（経営企画部大和支所）からダウンロードできます。

問い合わせ先
三原市大和支所地域振興課産業建設係
担当 森 政（もりまさ）
電話 33-0229